札幌市民間建築物吹付けアスベスト対策促進事業実施要綱

平成 19 年 7 月 20 日都市局長決裁

最近改正　令和 8 年 6 月 15 日

第１章　総則

（目的）

第１条　この要綱は、市内に存する民間建築物のアスベスト含有の有無の調査に係る派遣調査者の派遣及びアスベスト除去等工事の実施に係る費用の一部補助に関し必要な事項を定めることにより、もって建築物に吹き付けられたアスベストの飛散による市民の健康被害を予防し、生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）アスベスト　石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第２条に規定する石綿等をいう。

（２）吹付けアスベスト等　吹付けアスベスト又は吹付けロックウールでその含有するアスベストの重量が当該建築材料の重量の 0.1％を超えるものをいう。

（３）分析調査　建築物の吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査をいう。

（４）除去等工事　建築物の吹付けアスベスト等の除去、封じ込め、囲い込みをいう。

（５）建築物　建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第２条第１号に規定する建築物をいう。

（６）棟　構造上別棟となっている建築物の部分をいう。

（７）一般建築物石綿含有建材調査者　建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第１号）第２条第２項に規定する者をいう。

（８）特定建築物石綿含有建材調査者　建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第１号）第２条第３項に規定する者をいう。

（９）派遣調査者　一般建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者のうち、市長の派遣により分析調査を行う者をいう。

（10）札幌市アスベスト調査台帳　吹付けアスベスト等が施工されているおそれのある建築物の概要について、札幌市が整理した台帳をいう。

（11）派遣申請者　派遣調査者の派遣を受けようとする者

（12）補助申請者　除却等工事に要する費用の補助を受けようとする者

第２章　建築物石綿含有建材調査者派遣事業

（対象建築物）

第３条　派遣調査者による分析調査の対象建築物は、札幌市内に存する建築物であって、次に掲げる要件に全て該当するものとする。

（１）吹付アスベスト等が施工されているおそれがあるものであること

（２）札幌市アスベスト調査台帳に記載されているもの

（３）２以上の者が所有する建築物にあっては、派遣申請者以外の所有者全員の同意があるもの。ただし、建築物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第２条第３項に規定する専有部分（以下「専有部分」という。）

のみを調査対象とする場合はこの限りでない。

（４）建築基準法第６条に定める建築基準関係規定（以下「建築基準関係規定」という。）に適合しているもの

（５）分析調査に関し、国、地方公共団体その他これらに準ずる団体（独立行政法人、地方公共団体が設立した地方独立行政法人及び国又は地方公共団体が設立若しくは出資等に関わる法人等をいう。以下同じ。）から補助金の交付等を受けていないもの

（６）この要綱に基づく派遣調査者による分析調査を受けていない棟であること。ただし、区分所有建築物の分析調査については、専有部分及び共用部分でそれぞれ申請することができる。

（派遣申請対象者）

第４条　派遣調査者の派遣を受けることができる者は次に掲げる要件に全て該当する者とする。

（１）対象建築物の所有者（区分所有建築物にあっては、建築物の区分所有等に関する法律第２条第２項に規定する区分所有者（自ら所有する専有部分に係る派遣に限る。）、同法第３条若しくは第 65 条に規定する団体又は同法第 47 条第１項に規定する法人）

（２）国、地方公共団体その他これらに準ずる団体以外の者

（３）札幌市の市税を滞納していない者

（４）札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第６号）第２条第２号に規定する暴力団員及び同条例第７条第１項に規定する暴力団関係事業者に該当しない者

（派遣調査者の派遣）

第５条　市長は、第６条第１項の規定により申請を受けた場合においては、予

算の範囲内で派遣調査者を派遣することができる。

２　市長は前項の規定にかかわらず、札幌市アスベスト調査台帳に記載されている建築物に対して、所有者の合意を得た上で、派遣調査者を派遣することができる。

（派遣の申請）

第６条　派遣申請者は、建築物石綿含有建材調査者派遣申請書（様式１）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（１）派遣申請者が個人の場合にあっては官公署から発行された申請者の身分を証明できる書類（申請時において有効なもの、以下「本人確認書類」という。）の写し、派遣申請者が法人の場合にあっては法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書、発行から３ヵ月以内のもの）及び印鑑登録証明書（発行から３カ月以内のもの）、派遣申請者が法人格を有しない団体の場合にあっては代表者の本人確認書類の写し

（２）派遣申請者が個人又は法人の場合にあっては納税証明書（指名願）（派遣申請を行う年度に発行したもの）、派遣申請者が法人格を有しない団体その他本市に納税義務がない場合にあっては、その旨の申出書

（３）建築物の登記事項証明書（区分所有建築物にあっては派遣申請者が所有する部分の登記事項証明書）（表題部、権利部が明示されているもので、発行から３ヵ月以内のもの）

（４）建築基準法に基づく検査済証の写し（市長又は指定確認検査機関が発行する証明書等に代えることができる。）

（５）対象建築物の吹付け建材の施工箇所及び種類が判別できる書類（現況図面又は現況写真等）

（６）対象建築物の現況写真（建築物外観が判別できるもの）

（７）２以上の者が所有する建築物にあっては、派遣申請者以外の所有者全員の合意がある旨を証する書類（作成から６ヵ月以内のもの）。ただし、専有部分のみを調査対象とする場合はこの限りでない。

（８）その他市長が必要と認める書類

２　前項の申請にあっては、棟毎に行うものとする。

（派遣の決定）

第７条　市長は、前条の申請を受けたときは、当該申請の内容を審査の上派遣の可否を決定し、派遣することを決定した場合は派遣決定通知書（様式２）により、派遣しないことを決定した場合は派遣に関する通知書（様式３）により派遣申請者に通知するものとする。

２　市長は、第５条第２項の規定に基づき派遣調査者を派遣する場合は、派遣決定通知書（様式２）により所有者に通知するものとする。

３　市長は前２項の派遣決定通知書を交付したときは、派遣調査者に対し調査指示書（様式４）をもって分析調査を指示するものとする。

（分析調査の着手）

第８条　派遣調査者は、前条第３項の指示を受けたときは、速やかに分析調査に着手しなければならない。

（分析調査結果の報告）

第９条　派遣調査者は、分析調査が完了したときは、派遣申請者又は第５条第２項の所有者（以下「派遣申請者等」という。）に分析結果報告書を提出し、分析調査の結果を報告しなければならない。

２　派遣調査者は、前項の報告後速やかに、市長に対し、分析調査の結果及び派遣申請者等に報告を行った旨を報告しなければならない。

（派遣の完了）

第 10 条　市長は前条の報告を受けたときは、派遣調査者の派遣が適切に行われたことを確認し、完了通知書（様式５）により派遣申請者等に通知するとともに、派遣調査者にその写しを送付するものとする。

（派遣申請者の変更）

第 11 条　第６条の申請を行った後に派遣申請者を変更する場合は、新たな派遣申請者は、速やかに申請者の変更申請書（様式６）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）申請者が変更したことを証する書類

（２）新たな派遣申請者が個人の場合にあっては本人確認書類の写し、新たな派遣申請者が法人の場合にあっては法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書、発行から３ヵ月以内のもの）及び印鑑登録証明書（発行から３カ月以内のもの）、新たな派遣申請者が法人格を有しない団体の場合にあっては代表者の本人確認書類の写し

（３）新たな派遣申請者が個人又は法人の場合にあっては納税証明書（指名願）（派遣申請を行う年度に発行したもの）、新たな派遣申請者が法人格を有しない団体その他本市に納税義務がない場合にあっては、その旨の申出書

（４）その他市長が必要と認める書類

２　市長は前項の申請を受けたときは当該申請の内容を審査し、新たな派遣申請者が第４条に適合している場合は、申請者の変更承認書（様式７）により新たな派遣申請者に通知するものとする。

（派遣の取下）

第 12 条　派遣申請者は、申請を取り下げるときは、派遣申請取下届（様式８）により市長に届け出なければならない。

２　市長は、前項の届出を受けたときは、派遣調査者を派遣しないことを決定

し、又は派遣決定を取り消し、その旨を派遣に関する通知書（様式３）により派遣申請者に通知するとともに、派遣調査者にその写しを送付するものとする。

（派遣の取消）

第 13 条　市長は、派遣申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、派遣決定を取り消すことができる。

（１）虚偽その他不正な手段により派遣決定を受けたとき。

（２）その他市長が特に必要と認める事由が生じたとき。

２　市長は、前項の規定により派遣の取消しを行ったときは、派遣に関する通知書（様式３）により派遣申請者に通知するとともに派遣調査者にその写しを送付しなければならない。

（分析調査費用の支払い命令）

第 14 条　市長は第 12 条の規定による取下届の受理又は前条第２項の規定による派遣の取消しを行った場合において、派遣調査者による分析調査が既に実施されていたときは、派遣申請者に対し、期限を定めて分析調査費用の全部又は一部の支払いを命じることができる。

第３章　除去等工事に関する補助事業

（補助対象建築物）

第 15 条　除去等工事に係る費用補助の対象建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、札幌市内に存する建築物であって、次の各号に掲げる要件に全て該当するものとする。

（１）分析調査の結果、吹付けアスベスト等が施工されていることが判明したもの

（２）２以上の者が所有する建築物にあっては、補助申請者以外の所有者全員の同意があるもの。ただし、専有部分のみの除去等工事に係る補助を受けようとする場合はこの限りでない。

（３）建築基準関係規定に適合しているもの

（４）除去等工事に関し、国、地方公共団体その他これらに準ずる団体から補助金等の交付を受けていないもの

（５）この要綱に基づく補助金の交付を受けていない棟であること。ただし、区分所有建築物の除去等工事については、専有部分及び共用部分でそれぞれ申請することができる。

（補助申請者）

第 16 条　除去等工事に要する費用の補助を受けることができる者は第４条各号の要件に全て該当する者とする。

（補助の対象となる除去等工事）

第 17 条　補助の対象となる除去等工事は、次の各号に掲げる要件に全て該当するものとする。

（１）施工方法が、原則として環境省及び厚生労働省作成の建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和 3 年 3 月）に従って行うものであること。

（２）除去等工事完了後も、補助対象建築物が、建築基準関係規定に適合するよう必要に応じた措置を講ずるもの。

（３）除去等工事の事業計画の策定等を特定建築物石綿含有建材調査者又は一般建築物石綿含有建材調査者が行うとともに、当該計画に基づく現場体制により実施するもの。

（補助金の交付）

第 18 条　市長は、第 20 条第１項の規定により申請を受けた場合においては、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

（補助金の交付額）

第 19 条　補助金の交付額は、補助対象建築物について、次の各号に定める額のうちいずれか低い額を限度とする。

（１）除去等工事に要する費用（耐火性能を受け持っていた吹付けアスベスト等を除去した場合における、建築基準法令の求める耐火性能を満たすために必要な耐火被覆等の施工を行う費用を含み、消費税等相当額を除く。）に３分の２を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）

（２）120 万円

（補助金の交付申請）

第 20 条　補助申請者は、除去等工事を実施する前に補助金交付申請書（様式９）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（１）補助申請者が個人の場合にあっては本人確認書類の写し、補助申請者が法人の場合にあっては法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書、発行から３ヵ月以内のもの）及び印鑑登録証明書（発行から３カ月以内のもの）、補助申請者が法人格を有しない団体の場合にあっては代表者の本人確認書類の写し

（２）補助申請者が個人又は法人の場合にあっては、納税証明書（指名願）（交付申請を行う年度に発行したもの）、補助申請者が法人格を有しない団体その他本市に納税義務がない場合にあっては、その旨の申出書

（３）建築物の登記事項証明書（区分所有建築物にあっては補助申請者が所有する部分の登記事項証明書）（表題部、権利部が明示されているもので、発行から３ヵ月以内のもの）

（４）建築基準法に基づく検査済証の写し（市長又は指定確認検査機関が発行する証明書等に代えることができる。）

（５）補助対象建築物の現況図面（対象建築物の所在地、吹付けアスベスト等の施工箇所を示すもの）

（６）補助対象建築物の現況写真（建築物外観及び吹付けアスベスト等が判別できるもの）

（７）分析機関が発行した分析調査報告書（建築物の所在地、建築物名称、採取日、調査機関の名称、分析方法、吹付けアスベストの含有率等が記載されたものに限る）の写し

（８）除去等工事の事業計画書（事業の計画の策定等を行う者が特定建築物石綿含有建材調査者又は一般建築物石綿含有建材調査者であることが判断できるもの）

（９）工事施工者からの見積書の写し

（10）２以上の者が所有する建築物にあっては、補助申請者以外の所有者全員の合意がある旨を証する書類（作成から６ヵ月以内のもの）。ただし、専有部分のみの除去等工事に係る補助を受けようとする場合はこの限りでない。

（11）その他市長が必要と認める書類

２　前項の申請にあっては、棟毎に行うものとする。

（補助金の交付決定）

第 21 条　市長は、前条の申請を受けたときは、当該申請の内容を審査の上補助金の交付の可否を決定し、交付することを決定した場合は補助金交付決定通知書（様式 10）により、交付しないことを決定した場合には補助金不交付決定通知書（様式 11）により補助申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の交付決定をする場合において必要があるときは、補助金の

交付について条件を付すことができる。

３　補助申請者は、第１項の補助金交付決定通知書の交付を受ける前に当該交付申請に係る除去等工事に着手し、又はこれに係る請負契約を締結してはならない。

４　補助申請者は、第１項の補助金交付決定通知書の内容及びこれに付した条件に従い、適切に除去等工事を行わなければならない。

（除去等工事の取止め）

第 22 条　補助申請者は、第 20 条の申請後に、除去等工事を中止する場合は、速やかに除去等工事取止届(様式 12)により市長に届け出なければならない。

２　市長は、前条第１項の補助金交付決定通知書の交付後に前項の届出を受けた場合は、交付決定を取り消し、補助金交付決定取消等通知書（様式 13）により補助申請者に通知するものとする。

（除去等工事の内容変更）

第 23 条　補助申請者は、第 21 条第１項の補助金交付決定通知書の交付を受けた後、除去等工事の内容を変更するときは、速やかに補助金交付変更申請書（様式 14）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、当初の除去等工事の種類を変更せず、かつ、補助金の交付額に変更を生じない軽微な変更についてはこの限りでない。

（１）変更後の除去等工事に要する費用の見積書の写し

（２）変更後の除去等工事の内容を表す書類、図面等（当初及び変更内容を明示したもの）

（３）その他市長が必要と認める書類

２　第 21 条第１項、第２項及び第４項の規定は、前項の場合に準用する。

（補助申請者の変更）

第 24 条　第 20 条の申請を行った後に補助申請者を変更する場合は、新たな補助申請者は、速やかに申請者の変更申出書（様式６）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）申請者が変更したことを証する書類

（２）新たな補助申請者が個人の場合にあっては本人確認書類の写し、新たな補助申請者が法人の場合にあっては法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書、発行から３ヵ月以内のもの）及び印鑑登録証明書（発行から３カ月以内のもの）、新たな補助申請者が法人格を有しない団体の場合にあっては代表者の本人確認書類の写し

（３）新たな補助申請者が個人又は法人の場合にあっては納税証明書（指名願）（交付申請を行う年度に発行したもの）、新たな補助申請者が法人格を有しない団体その他本市に納税義務がない場合にあっては、その旨の申出書

（４）その他市長が必要と認める書類

２　市長は前項の申請を受けたときは、当該申請の内容を審査し、新たな補助申請者等が第 16 条に適合している場合は、申請者の変更承認書（様式７）により新たな補助申請者に通知するものとする。

（除去等工事の完了報告）

第 25 条　補助申請者は、除去等工事が完了したときは、完了報告書（様式 15）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（１）工事後の特定粉じん濃度測定結果を証する書類

（２）施工状況がわかる施工写真

（３）工事施工者と締結した工事契約書の写し

（４）工事に要した費用に係る工事施工者の領収書の写し

（５）預金通帳等の写し（口座番号や名義等が明示されているもの）

（６）その他市長が必要と認める書類

２　第 23 条第 1 項ただし書に規定する軽微な変更については、前項の報告に併せ、その内容を報告するものとする。

３　市長は、第１項の報告を受けたときは当該報告の内容を審査し、実施された除去等工事が第 17 条の要件及び第 21 条第２項の規定により付した条件に適合していた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式 16）により補助申請者に通知するとともに、補助申請者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 26 条　市長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金交付決定を取り消し、又は補助金を減ずることができる。

（１）虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき

（２）補助金を目的以外の用途に使用したとき

（３）その他市長が特に必要と認める事由が生じたとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の取消し等を行ったときは、補助金交付決定取消等通知書（様式 13）により、補助申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 27 条　市長は、前条第１項の規定により補助金の取消し等を行った場合において、補助申請者に対して既に補助金を交付していたときは、補助金返還命令書（様式 17）により、期限を定めて補助申請者に返還を命じるものとする。

第４章　雑則

（調査に対する協力）

第 28 条　派遣申請者及び補助申請者は、申請した派遣調査者の派遣及び除去等工事に関し、市長が必要な調査等をしようとするときは、これに協力するものとする。

（書類の整備）

第 29 条　補助申請者は、申請した除去等工事に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び書類を備え付け、除去等工事終了後５年間保存しなければならない。

（その他）

第 30 条　この補助金の交付に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、札幌市補助金等交付規則（令和８年規則第 24 号）及び社会資本整備総合交付金交付要綱に定めるところによる。

（委任）

第 31 条　この要綱の施行について必要な事項は、都市局長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 19 年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 20 年９月 12 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 21 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 22 年 11 月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 25 年４月 24 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 26 年４月９日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 27 年４月７日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 28 年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 29 年４月３日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 30 年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年８月 23 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年６月 15 日から施行する。

要綱様式

様式	名称	要綱関係条項
様式 1	建築物石綿含有建材調査者派遣申請書	第 6 条
様式 2	派遣決定通知書	第 7 条
様式 3	派遣に関する通知書	第 7 条、第 12 条、第 13 条
様式 4	調査指示書	第 7 条
様式 5	完了通知書	第 10 条
様式 6	申請者等の変更申請書	第 11 条、第 24 条
様式 7	申請者等の変更承認書	第 11 条、第 24 条
様式 8	補助申請取下届	第 12 条
様式 9	補助金交付申請書	第 20 条
様式 10	補助金交付決定通知書	第 21 条
様式 11	補助金不交付決定通知書	第 21 条
様式 12	除去等工事取止届	第 22 条
様式 13	補助金交付決定取消等通知書	第 22 条、第 26 条
様式 14	補助金交付変更申請書	第 23 条
様式 15	完了報告書	第 25 条
様式 16	補助金額確定通知書	第 25 条
様式 17	補助金返還命令書	第 27 条
参考様式 1	申出書	第 6 条、第 20 条
参考様式 2	合意を得たことの申出書	第 6 条、第 20 条
参考様式 3	札幌市に納税義務がない旨の申出書	第 6 条、第 20 条